

「申し出」表現について

坂本 恵・蒲谷 宏

〔キーワード〕 「申し出」表現、行動展開表現、行動・決定権・利益、当然性

はじめに

筆者らは、先に、「行動展開表現」すなわち「表現内容を相手に伝えるだけではなく、それによって相手あるいは自分（またはその両者）が何らかの行動を起こし、その行動で表現内容が実現されることを目的・意図とする表現」についての考察を試みた。⁽¹⁾

「行動展開表現」には、「忠告・助言」「勧誘」「依頼」「指示・命令」「許可与え」「申し出」「許可求め」「確認」「宣言」などの表現意図を持つ表現があり、それぞれが互いに関連し合っているのだが、今回は「申し出」を表現意図とする表現（以下、「申し出」表現とする）を中心に考察していく。

「行動展開表現」は、「自分」と「相手」という人間関係の認識に基づく表現であることから、「待遇表現」との関わりが深い。本稿は、「申し出」表現自体の解明とともに、その考察を通じて「待遇表現研究」及び「待遇表現教育研究」の基礎を築くことを目的とするものである。⁽²⁾

1 「申し出」表現の基本的規定

1・1 「申し出」をするための条件

「申し出」表現が成立するためには、「申し出」をするための条件が整っている必要がある。まず、その点について考察していくことにする。

「申し出」をするためには、「申し出」の主体が次のような認識をしている必要があると考えられる。

①「相手」は「自分」の行動を必要としている。

②しかし、「相手」はそのことを「自分」に明言できないでいる。

もちろん、「申し出」の主体がこのように認識するためには、何らかの点でそう認識する根拠があるということである。

例えば、だれかがいくつもの重そうな荷物を抱えているので、その人のためにその荷物を持つことを申し出るという場合を考えてみる。この例では、「その場の状況」から、〈あの人荷物が重くて困っているようであり、できればだれかの助けを求めたいと思っているだろう〉（①）、〈しかし、「だれか荷物を持ってくれ」とは言えずにいるにちがいない〉（②）というように認識することになる。さらに、〈たとえ見知らぬ人であっても、いくつもの荷物を抱えて困っているように見える場合、その荷物を持つことを申し出る必然性は高い〉といった判断も加わって、「申し出」をするための条件が整うことになるわけである。

ただし、こうした認識はあくまでも「申し出」の主体によるものであって、「相手」が実際にそういう状況にあるかどうかは確定できない。「相手」は「自分」の行動を必要としていない可能性もある。「状況」だけからの判断による「申し出」は、「気が利く」のか「お節介」になるのかむずかしいことも多いといえよう。

「状況」からの判断に対して、「相手」が「自分」の行動を必要としていることがかなり明確になる場合がある。それは、「相手」がだれかの援助を必要としていることを言明した場合、あるいは「相手」が「自分」に対して〈依頼する前段階の表現〉を始めた場合である。

例えば、「相手」が「今度引っ越しするんですが、手伝ってくれる予定だった人の都合が悪くなってしまっているんです。」と話したとすると、だれかの援助を必要としていることは明らかである。また、これを「自分」に対して「手伝ってもらえますか」という直接的な依頼をするための事情説明、すなわち〈依頼する前段階の表現〉と捉えることもできる。その後「相手」が遠慮して直接的な依頼ができない場合には、それを察して「申し出」をする必然性は高くなるといえよう。

このほかにも、例えば、だれかが皆の嫌がる仕事をしなければならないのだが、だれにするかがなかなか決定できないでいる場合などにも、「申し出」の条件は整っていることになる。この場合には、「相手」が複数であること、行動の内容自体が「相手」の利益になるわけではないなど、上述の「申し出」の場合とはやや異なるが、結果として「相手」が「自分」の行動を必要としている点では同じ構造を持つものといえる。

なお、「自分と相手」との関係の多くは、「教師と学生」「上司と部下」「先輩と後輩」

「客と店員」「医者と患者」などといった、「社会的役割」⁽³⁾を背負っている。一時的・臨時のなものから、かなり固定的なものまで様々な社会的役割があるわけだが、こうした役割によって、何を「申し出る」ことができるかが決まってくる。例えば、学生は、教師が抱えている重そうな荷物を持つことの「申し出」はできるが、教師が抱えている借金を肩代わりすることの「申し出」はできない。

このように、ある「相手」に対して当然「申し出」のできること、当然「申し出」のできないことが、社会的・文化的に決まっている。これを、社会的役割に基づいて生じる「当然性」と規定しておく。先の例でいえば、学生が教師の荷物を持つことは「申し出」の「当然性」が高く、借金の肩代わりをすることは「申し出」の「当然性」が低いということになる。

以上、「申し出」をするための諸条件について述べてきたが、こうした条件が整って、実際に「申し出」表現がなされることになるわけである。

1・2 「行動」・「決定権」・「利益」

行動展開表現は、

- ①だれが「行動」するのか、
- ②だれがその行動の「決定権」を持っているのか、
- ③その行動の結果だれが「利益」を受けるのか、

といった三つの要素の組合せを基準に分類することができると考えられる。

「だれが」という点については、表現主体が認識した表現主体自身である「自分」と、表現が向けられる対象となる「相手」との人間関係に基づいて表現がなされるため、

- ①「行動」するのは「自分」なのか「相手」なのか、あるいは「両者」なのか、
- ②「決定権」を持っているのは「自分」なのか「相手」なのか、
- ③「利益」を受けるのは「自分」なのか「相手」なのか「両者」なのか、あるいはだれも利益を受けないのか、

ということが重要な条件となる。

こうした枠組みの下に、「申し出」表現の持つ基本的な構造を記述すると次のようになる。

- ①「自分」が「行動」する
- ②「相手」が「決定権」を持つ
- ③「相手」が「利益」を受ける

これをわかりやすく言い換えると、

「アナタのために（相手・利益）ワタシは何かをしてあげるつもりだ（自分・行動）。ただし、それをするかどうかはアナタが決める（相手・決定権）」ということになる。

以下、記述を簡潔にするために、「自分」を「J」、「相手」を「A」という符号で示し、①「行動」、②「決定権」、③「利益」の順に記述していくことにする。（「申し出」表現は、J・A・Aというように表すことになる。）なお、AでもJでもない場合には「0」で示すこととする。

1・3 「相手レベル」

「表現主体」が自分と相手の関係を位置づけるための条件の一つは、待遇表現としての上下関係に対する認識である。

基本的に、Aの上下関係の位置づけと、実際の表現（表現行為の結果としての表現、以下、これを「文話」とする）のあり方とは密接な関わりがある。ここでは、次のような三段階を設定しておく。

+ 1 レベル Aは上司・教師など。

「先生もいらっしゃいますか。」などの「文話」となる。

0 レベル Aは（特に関わりのない）初対面の人・あまり親しくない同年輩の人など。

「あなたも行きますか。」などの「文話」となる。

- 1 レベル Aは親しい友人・家族など。

「おまえも行くか。」などの「文話」となる。

先に述べたように、「申し出」表現は、「アナタのために（利益A）ワタシは何かをしてあげるつもりだ（行動J）。ただし、それをするかどうかはアナタが決める（決定権A）」という認識の構造を持っているが、これが、相手が0 レベルの場合には「シテアゲマショウカ」、+ 1 レベルの場合には「シテサシアゲマショウカ」、- 1 レベルの場合には「シテアゲヨウカ」という典型的な「文話」になると考えられるわけである。

つまり、典型的、図式的には次のように整理できるということである。

「申し出」の意図→A (+ 1 レベル) →「シテサシアゲマショウカ」

→A (0 レベル) →「シテアゲマショウカ」

→A (- 1 レベル) →「シテアゲヨウカ」

なお、行動の内容が明確でない場合には、「ナニカ」をつけて表現することになる。また、Aの決定権を配慮する場合には、「ヨカッタラ」をつけて表現することになる。典型的には、0レベルであれば「ヨカッタラ、ナニカシテアゲマショウカ」となるわけである。

2 「申し出」表現の諸相

1において述べてきたように、「申し出」表現は、基本的に次のような条件の下に成り立つ表現であるということができる。

- ①表現主体は、JとAの社会的関係などから生じる「申し出」の「当然性」を考慮する。
- ②表現主体は、J・A・A、すなわち「アナタのために（相手・利益）ワタシは何かをしてあげるつもりだ（自分・行動）。ただし、それをするかどうかはアナタが決める（相手・決定権）」という認識を持っている。
- ③表現主体は、Aの上下レベルを考慮する。

例えば、教師が重そうな荷物をいくつも抱えているのを見かけた学生は、
①JがAの荷物を持ってあげるとの「当然性」は高いと認識し、
②「申し出」という意図をもって、
③Aを+1レベルと認定した上で、

「先生、よろしかったら、お荷物、持ってさしあげましょうか。」という「文話」で表現することになるわけである。

しかし、ここで問題になるのは、「持ってさしあげましょうか」という表現ではなく「お持ちしましょうか」のほうが丁寧である、さらには、「お持ちしましょう」「お持ります」のほうがよい表現である、というような実際上の表現のあり方についてである。

以下、こうした問題について考察していくことにする。

2・1 「利益A」→「利益0」

まず、「持ってさしあげましょうか」ではなく「お持ちしましょうか」のほうが丁寧であるという点からみていきたい。

「てやる」「てあげる」「てさしあげる」など、Aに恩恵を与えるということを表すこれらの恩恵系の補助動詞を用いることにより表現は恩着せがましいものとなる。そのため、特にAが上位者の場合には、たとえ謙譲語「てさしあげる」であってもそれを避けるほうが丁寧な表現になるとといえる。

「申し出」表現は、基本的に、「利益」を受けるのはAであるという認識に基づく表現

であるため、「文話」においても「それ、持ってやろうか。」「その荷物、持ってあげましょうか。」などと思恵系の表現が多くなる。しかし、特にAが上位者（+1 レベル）の場合、「利益」を受けるのがAであるという認識を直接的に表すことが丁寧さの問題に抵触してしまう。そこで、「お荷物、持ってさしあげましょうか。」という直接的に利益がAにあることを示す「文話」ではなく、同じ謙譲語を作る形式「お～する」を用いて「お荷物、お持ちしましょうか。」という「文話」に代える必要があるということになる。

これは、「利益」をAが受けるという「申し出」表現本来の認識を直接には示さず、表現上は「利益」をだれが受けるということは問題にしない、つまり「あたかも利益が0であるかのように」表現することによって、Aに対する配慮を示すということである。

こうした表現上の工夫は、Aが0 レベル、-1 レベルの場合にも、「その荷物、持ちましょうか。」「それ、持とうか。」という「文話」などに現われるといえよう。

要するに、Aが利益を受けるということを直接的に表現しないようにするといった配慮によって、「申し出」表現本来の構造「J・A・A」が、「J・A・0」のようになり、「シヨウカ」「シマシヨウカ」「オ・ゴ～シマシヨウカ」を用いた「文話」に代わる場合もあるということである。

さらに、Aが受けるはずの利益を、あたかもJが受けるかのようにして、「そのお荷物、持たせていただけますか。」といった「許可求め」の表現（J・A・J）に代える場合もあるが、本来の表現意図が「申し出」であるなら、丁寧というよりやや配慮しすぎの（Aが+1 レベルであれば「おべっか」ともいえる）表現になってしまふだろう。

2・2 「決定権A」→「決定権J」

以上2・1で述べてきたように、「持ってさしあげましょうか」（J・A・A）よりも「お持ちしましょうか」（J・A・0）のほうが丁寧であるということは明らかになったが、「お持ちしましょうか」（J・A・0）より、「お持ちしましょう」（J・J・0）のほうが丁寧であるといえるのはなぜだろうか。

本来、決定権はAが持つという認識を示すことは、Aに対する配慮を示すことであり、それが丁寧さにもつながるといえるのだが、状況によっては、Jの行動の決定権をAに委ねることが逆に失礼になってしまう場合もあることに留意する必要がある。

例えば、教師が重そうに抱えているいくつもの荷物を、学生が持つことを申し出る当然性は極めて高いと考えられるが、こうした場合には、その荷物を持つかどうかというJの行動をAに決定してもらう必要はほとんどない。したがって、「お持ちしましょうか？」

ではなく「お持ちしましょう。」とJ自身が決定を下すほうが適当な「文話」になるといえる。もはやAに判断してもらうまでもないという状況である、あるいはAが遠慮をしているためAに判断を委ねても無駄な状況であると判断した場合には、「持とう。」「持ちましょう。」「お持ちしましょう。」などと、Jが行動を決定してしまうほうがかえってAに対する配慮を示したことになるわけである。

このように、Jの行動の当然性が高い場合には、「申し出」の意図を持っていても、Aに決定権を委ねずにJの判断で決定してしまうという認識を示す表現をしたほうがかえってよい場合がある。「文話」だから見ると、本来の「申し出」表現（J・A・A）というより、「宣言」表現（J・J・0）に近いものになるのだが、これも「申し出」の表現意図を直接的に現わさずに、Aに配慮した表現の工夫の結果と見ることができよう。

なお、決定権をJに移す場合、状況の把握を的確に行わないと、「わたしは、そんなに年寄りじゃない。」などというAの反応が生じてしまうこともあるだろう。

2・3 「非恩恵系」・「宣言系」

以上述べてきたことをまとめると、基本的な「申し出」表現（J・A・A）を丁寧にする工夫として、典型的には次の二種類があるということになる。

①利益A→0により、J・A・0として

「申し出」の意図→A (+1 レベル) →「オ・ゴヘシマショウカ」

→A (0 レベル) →「シマショウカ」

→A (-1 レベル) →「ショウカ」

②利益A→0、決定権A→Jにより、J・J・0として

「申し出」の意図→A (+1 レベル) →「オ・ゴヘシマショウ」

→A (0 レベル) →「シマショウ」

→A (-1 レベル) →「ショウ」

①はAに恩恵を与えるという認識を示さない方法ということで「非恩恵系」の「申し出」表現、②はさらに決定権をJに持ってくることで行動の当然性を示す方法ということで「宣言系」の「申し出」表現としておく。

このほかに、利益のAはそのままにして、決定権だけをJにすることにより、J・J・Aとして

「申し出」の意図→A (+ 1 レベル) →「シテサシアゲマショウ」

→A (0 レベル) →「シテアゲマショウ」

→A (- 1 レベル) →「シテアゲヨウ」

となる「恩恵・宣言系」の「申し出」表現もあるが、これは丁寧さという点からは問題の残る表現となるだろう。決定権J・利益Aということを直接的に示すための条件が整わないかぎり、恩着せがましく、決めつける表現となってしまうためである。

また、決定権J・利益Jにより、J・J・Jとなる

「申し出」の意図→A (+ 1 レベル) →「サセティタダキマショウ」

→A (0 レベル) →「サセテモライマショウ」

→A (- 1 レベル) →「サセテモラオウ」

という「恩恵受け・宣言系」というべき「申し出」表現も考えられるが、先に述べた「持たせていただけますか。」といった「許可求め」の表現 (J・A・J) と同様に、利益をJに変えることによって、「申し出」本来の意図とかなりずれてくるおそれのある表現である。ただし、基本的には「申し出」表現としては適当ではない表現であっても、例えばAが遠慮している場合などに、「遠慮しないでいいから。わたしに持たせてよ。」などというような、あたかも許可を求めていたかのような表現（あたかも「許可求め」表現）を用いることはあるだろう。⁽⁴⁾

このほかに、「わたしがしてもいいですよ。」などという表現で申し出ることもある。これは、Aが暗黙の依頼 (A・A・J) をしているのに応える形 (J・J・A) での表現となり、「シテアゲマショウ」と基本的に同じ構造を持つ表現である。皆が嫌がる仕事を引き受けるなど、状況によっては、こうした表現で申し出ても失礼にはならないことになる。

3 「申し出」表現の周辺

3.1 「申し出」表現への応答

「申し出」表現をされた場合、何と答えるか。受ける場合、断る場合のそれぞれを考えみたい。（なお、「申し出」表現におけるJとAがここでは逆になる。）

まず、受ける場合、0 レベルでいうと、「すみません。」「ありがとう。」「いいんですか。」「お願いします。」などといった返事が考えられる。

Aが当然性の低い申し出をしてくれたという認識に基づくとき、そのAの配慮に対して「すみません」が出ることになる。Aの申し出の当然性が高い場合には、「ありがとう」

となる。また、Aの申し出を確認する意味で「いいんですか」が出る場合もある。「お願ひします」は、先にあげた皆の嫌がる仕事を引き受けることを申し出る例のように、Jの直接的な利益にはならない場合などに出てくるといえよう。

次に断る場合であるが、最初に「ありがとうございます」がくる。申し出は、申し出る人にとっては利益のない行動であるため、ほとんどの場合が好意に基づくものであるといえる。その好意に対して、断る場合にもまず感謝の意を表す必要がある。したがって、まず「ありがとうございます。」と言ってから「でも、けっこうです。」「だいじょうぶです。」などと断ることになる。「けっこうです」は申し出の返事としては断りに限りに限定される。

なお、応答についての詳しい検討は別に譲りたい。

3・2 「申し出」表現と他の行動展開表現との関わり

「申し出」表現は、本来「依頼」表現との関わりが深い。Aの言動によって、AがJに何かを依頼したがっていることを察して申し出る、というのが「申し出」の一つの典型だと考えられるからである。

先にも述べたように、「依頼」表現の(A・A・J)の裏返しとなる(J・J・A)の「決定権」をAに変えた(J・A・A)が「申し出」表現の基本的構造であり、さらにAの「利益」を0に見做した(J・A・0)が丁寧な「申し出」表現の基本構造となる。

例えば、①Aの困ったような表情から（手伝ってもらいますか）という無言の依頼を察知する。②それに応じるとともにAの意向も確認するために「手伝ってあげましょうか。」という「申し出」表現をする。③あるいは、さらに恩着せがましくしないために「お手伝いしましょうか。」という「申し出」表現に代える、ということになるわけである。

「申し出」表現は、「勧誘」表現(A J・A・A J)との関係も強いといえよう。

「勧誘」表現は、「行動」がJだけではなくAも加わるという点、また「利益」がAだけではなくJも加わる点が「申し出」表現と基本的には異なるが、例えば、Aが一緒に行きたそうにしているときに、それを察して「一緒に行きませんか。」などと誘うのは、「一緒に行くこと」を申し出る「申し出」表現と捉えることもできよう。また、Aが食べたそうにしているときに、「召し上がりませんか。」と勧める場合なども、「申し出」表現に隣接した表現であるといえるだろう。

乗り物で席を譲ることは「申し出」ととれないこともないが、席を譲るということは、Jが席を立つという行動だけではなく、Aがその空いた席に座るという行動にも展開する必要があるため、「立ちましょうか。」という「申し出」表現ではどうも落ち着かないこ

とになる。そこで、「もしよかったです、お座りください。」「どうぞ。」といった勧めに近い表現をすることになるわけである。

「申し出」表現と「宣言」表現とが近い関係にあることは、先に述べたとおりである。「宣言」表現は、「決定権」がJにあるという表現であるため、Aに決めてもらうまでもなく当然性が高いとき、あるいは逆にAが遠慮しているときだけではなく、Aが必ずしも欲しているかどうかわからないものを提供するときAに拒否されることを避けたい場合などにも用いられる。「これ、さしあげましょうか。」とAに聞くのではなく、「これ、さしあげます。」とJで決めてしまうわけである。

このほか、「荷物を持ちましょうか。」という「申し出」表現の代わりに、「荷物を持ってもいいですか。」といった「許可求め」表現や「荷物を持たせてもらえますか。」といった「依頼」表現を用いることも状況によってはありうるが、これらは、事実としてJの利益になる場合を除いて、Aに対する配慮に基づいて、あたかも許可を求めていたかのような「あたかも許可求め」、あたかも依頼しているかのような「あたかも依頼」の表現であるといえよう。「許可求め」表現、「依頼」表現は、ともに「決定権A・利益J」という構造を持っているため、これらの表現に言い換えることは、基本的に丁寧さの原則に叶っているといえるからである。

おわりに

以上、「申し出」表現に関する考察を、特に「行動展開表現」としての分析をするという観点から行ってきた。本稿では、実際の複雑な表現を整理するための基本的な枠組みを示すことに重点を置いたため、あえて表現意図が明らかにならない実例による分析はしなかった。「申し出」表現に関する実証的な調査・分析に関しては、今後の課題としておきたい。

【注】

- (1) 坂本恵・川口義一・蒲谷宏（1994）「「行動展開表現」について」『日本語教育』82号
- (2) 筆者らの現段階までの構想として、蒲谷・坂本（1991）「待遇表現教育の構想」『早稲田大学日本語研究教育センター紀要』3号、蒲谷・川口・坂本（1994）「待遇表現研究の構想」『同紀要』6号を参照されたい。

(3) 「社会的役割」については、蒲谷・川口・坂本（1993）「依頼表現方略の分析と記述」『早稲田大学日本語研究教育センター紀要』5号を参照。

(4) 「あたかも表現」については、蒲谷（1993）「待遇表現における省略」『日本語学』12-10、前掲「行動展開表現について」を参照。

（さかもとめぐみ 神奈川大学）

（かばやひろし 早稲田大学）